



議案第百一号

功勞者の表彰について

三朝町表彰条例に基づき、次の者を功勞表彰することについて、三朝町表彰条例第七
条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十七年十月二十日

三朝町長 坂 出 雅 己

記

一 三朝町表彰条例第三条第一項第二号該当

(町職員二十年以上)

課長補佐	山 本 泰 聖
主任保健婦	高 田 幸 枝
主任	知久馬 二三子

二 同条同項第五号該当

(五十万円以上の金品の寄附)

大阪市東区島町一丁目二

故 福 本 輝 雄

昭和四拾七年拾月廿日 原案可決

三朝町議會議長 牧田 禎